

神戸市外国語大学 学術情報リポジトリ

中原官・汾河片音韵史研究

メタデータ	言語: zho 出版者: 公開日: 2017-09-27 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	https://kobe-cufs.repo.nii.ac.jp/records/2292

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



本論文は中国語中原官話汾河方言群の音韻史研究である。汾河方言群は山西省南部を中心とする地域に分布する方言で、音韻体系の刷新（簡素化）の著しい方言が殆どを占める北方に位置しながらも比較的古い特徴を持ち、その一方では他の方言では余り見られないような独特の特徴も有しており、音韻史研究の対象として十分な価値がある。例えば、中古音の観点から見た場合、ほとんどの地点で全濁声母が平仄にかかわらず無声有氣音で対応することはその最も大きな特徴の一つに挙げられよう。

本論文は、七つの汾河方言群方言、すなわち霍州、臨汾、翼城、新絳、万榮（以上山西省）、韓城、合陽（以上陝西省）方言の言語データに基づき汾河方言群祖語を再構し、またそこから現代諸方言への音韻変化の過程を説明している。そして同時に汾河方言群祖語が北方方言音韻史においていかなる位置を占めるかについても、各種文献資料と比較することにより考察している。

各章の内容の概要は以下の通りである。

第一章では、「前言」で本論文の目的、意義、方法論などを詳しく説明した上で、汾河方言群の定義づけを行っている。そして先行研究を紹介し、汾河方言群祖語再構の言語学的意義を確認する。いわゆる「本字考」もこの章に置いている。

第二章では、本論文が主たる言語データとして取り上げる七方言の音韻体系を紹介する。これらのうち、霍州、翼城、韓城三方言については秋谷氏自身が調査を行い、データを収集した。この七方言以外に、汾河方言群音韻史に密接な関わりをもつと考えられる三方言、すなわち中原官話閩中方言群西安方言、晋語呂梁方言群蒲県、嵐県方言の音韻体系も同時に紹介する。

本論文では比較方法（comparative method）を用いて汾河方言群祖語を再構する。中国語方言学の領域においてよく指摘されるように、この方法論は言語や方言が分裂した後の言語接触がもたらす言語変化を想定していない。しかし汾河方言群音韻史を考察するに当たっては、例えば韓城、合陽方言に対する中原官話閩中方言群、とりわけ西安方言の影響は疑いようがない。つまりこの方法論のみに頼って、借用等の外からの影響を無視して考察を進めることは、汾河方言群において実際に起こったであろう自立的変化の様相を明らかにするには、現実的ではない。

このような問題意識から、第三章では、比較方法を用いて汾河方言群祖語を再構する際、言語接触に由来する可能性のある音韻対応をいかに扱うかを検討している。

第四章は本論文の主体となる部分である。汾河方言群祖語を再構するとともに祖語から現代汾河諸方言への音韻変化を跡づける。こういった作業から、汾河方言群祖語には声母36種、韻母72種、声調7種が再構される。声母には有声閉鎖音・破擦音を再構し、また音節末子音として*m、*n、*ŋ 3種の鼻音韻尾および声門閉鎖音*?を再構する。声調に関しては、*陰去と*陽去以外は調値の再構も試みる。なお、音価推定に際しては過度な音素分析を差し控え、音声変化の実相を復元することに意を用いている。

第五章では、本論文が主たるデータとした七方言の通時的音韻特徴について汾河方言群祖語を起点として帰納している。

第六章では、汾河方言群祖語と中古音の比較を行うとともに、汾河方言群に特徴的な音韻対応を列挙する。

第七章では、第六章で指摘した汾河方言群祖語の音韻特徴を九・十世紀の河西方言、『皇極經世聲音唱和図』、『中原音韻』等と比較することにより、中国語北方方言音韻史上において汾河方言群祖語がいかなる位置を占めるのかを検討し、もって本論文を締めくくる。最終的に汾河方言群祖語は、九・十世紀の河西方言あるいは十二世紀西北方言から変化してきたのではなく、これらの古代方言とともに、より古い段階の祖語を共有している。すなわち九・十世紀河西方言あるいは十二世紀西北方言と汾河方言群祖語は“親子”の関係ではなく、“兄弟”的な関係にあるという結論を提示する。

付録1は本論文で再構した計1187語の汾河方言群祖語を中古音の枠組みにより配列した索引である。また付録2はこの研究をなすにあたり、秋谷氏が重点的に調査した山西省霍州方言の音韻体系および同音字表である。

口頭試問においては以下のような質疑応答があった。

1. 秋谷氏自分で調査したものを、そのように正確に記すことについては理解できるが、他の研究者の調査した地点の記述も同じ精度であると保証できるのか？

これに対して秋谷氏は、確かに各調査者によって音声記号使用上の差異があるのは事実だが、各調査報告に見られる音声に関する説明、或いは周辺の自らが把握する方言の音声情況から誤差の把握は可能であるとした。

2. 祖語に*tɕi- tɕhi- ɕi-などを再構するのは理解できるが、「起」kʰəiのような例に基づき、*ki- kʰi- xi-などとすることはできないのか？

牙喉音二等字を祖語の段階で既に口蓋化していると見るのは体系のシンプルさ加減を失うことになっているのではないか？「双方単立」という概念を持ち出して、tɕ-, tɕʰ-, ɕ-の系列を認めているが、ki 等の結合は後の変化と見做し（そのように言及している所がある）、借用による異なる時代層に属する字音の併存情況を仮定すれば、tɕ-, tɕʰ-, ɕ-の系列は認めなくてよいのではないか？

p237 見母二等は*tɕi-に対応するとまとめているが、梗摶二等見組は口蓋音化していないのではないか？蟹摶については口蓋音化しないことに言及しているのに梗摶二等見組はなぜ無視されたのか？

これらに対して秋谷氏は、一部説明が不十分なところがあることを認めつつも、*tɕi- tɕhi- ɕi- を認めなければ論理矛盾が生じるという事例を紹介して、やはり*tɕi- tɕhi- ɕi- の系列を認めなければならないことを主張した。

3. 半*pamなど(p168)、店*ianなど(p179)のような（中古音から見て）例外的な変化について説明は可能か？

これに対して秋谷氏は、個別例によっては説明が可能な例もあるが、今回指摘された具体例については適切な説明は思いつかない。しかしながら比較言語学的な手続きを進めるならば、このような結論に到達せざるを得ないと主張した。

4. 比較言語学の作業仮説を漢語音韻史に適応する上での問題点をどう考えるか、今回の論文ではどのような措置を講じることで問題点をクリアしようとしたか？

漢語方言調査は中古音の枠組みに照らして並ぶ常用字を対象に字音調査を行うが、これで作成される同音字表から異なる音類を帰納する場合にまた中古音の枠組みを利用してそれに合致するような推定を行いがちだが、これは予定調和ということにならないか？そうならないためにはどのような手立てがあるか？

これについて秋谷氏は、対象を読字調査で得られた「読音」ではなく、口語語彙の基礎となる「形態素」とした上で、中古音の体系に無批判に安易に引き当てるというやり方にならないよう慎重に分析を進めたとした。実際に作成された同音字表から常用字の現代方言の反映が中古音と一致しなければ、その対応関係に基づいて中古音とは異なる再構形を提示している例を紹介し、従来の比較言語学的研究との違いを示した。

5. 本字考についても従来の研究はやはり予定調和的色彩が濃厚で、『集韻』に見られる僻字に引き当てて、全ての差異を中古音の体系で説明しようとする。平行例が見出せないとどうしても説得力に乏しくなる傾向が有るように思う。秋谷氏の研究においても常用語彙に見られる特殊な字音について『廣韻』、『集韻』から本字を見出し、それぞれの韻類に属する例字を増やして、再構をより確かなものにしようとする意図は理解できるが、偶然の一致を排除する上でどのような措置を取られたか？もし本論文で本字考にそれ以上の意義を持たせているということであれば、それについて説明して頂きたい。中古音に引き当てるという点では参考文献は『廣韻』、『集韻』ということになるであろうが、参考文献はこれ以外にないか？かなり時代が下る地方韻書、或は訓詁資料から異なる漢字表記を探し出して参考することで、本字考により説得力を持たせるということは不可能か？

これに対して秋谷氏は、本字考は従来の体系的記述研究においては不可欠の部分であることから、従来の研究の体例に合わせ、これを含めているが、氏の研究において、それほど大きな位置を占めるものではなく、参考文献として『廣韻』、『集韻』を用いたことについても、他に代わり得る文献がないのでやむを得ない措置であると回答した。本字考は氏の今回の研究において主要な部分ではないが、これまでの他方言の研究及び語彙、訓詁を専門とする研究者との共同研究で得られた成果を基に、氏なりの説得力ある結論を提示しており、これにより同方言の残余形式を研究する上で、意義ある成果を挙げている。

6. 今回の論文では祖方言に鼻音、流音以外に有聲音声母があることになる。現存の対象方言の中に全く有聲音声母を保存している方言はない。汾河方言では平仄を問わず無声無氣音になる地点もある。周辺の山西方言の中には（汾河方言の多くの地点と同じように）平仄を問わず無声有氣音になる地点もあれば、平仄に従い有氣音・無氣音の違いを生ずる地点もある。変化の多様性が比較的狭い地域に見られるということはつい最近まで有聲音

があったことを支持する状況といえるが、ならば比較的短い時間内に有声音の無声化という変化が生じたと考えざるを得ない。そのような状況を説明するのは比較言語学の任務ではないが、方言接触、言語接触といったような現象が変化をもたらしたとするなら、短期間で大きな変化が生じたとすることは説明可能であるように思われるが、歴史的事象と関連付けて説明することは想定しているか？

これに対して秋谷氏は、氏自身も祖方言に有声声母を認める上で、このような狭い地域内での変異状況の違いがそれを支持するものであると考えており、中国の研究者の移民によるとする解釈を否定した。但し歴史的事象との関連については、当面の議論から外れるものであり、今後の検討課題としたいと回答した。

7. 祖方言再構のために藏漢対音資料、『皇極經世聲音唱和図』、『中原音韻』などを使用しているが、西夏語や契丹語などと漢語との対音資料の研究成果が最近では色々出ている。それを積極的に利用するというような意図はなかったのか？

これに対して秋谷氏は、契丹語の場合は反映する音韻体系が当面の研究対象の祖方言と異なるので、適当ではないとし、西夏語は今回の研究に適合するような研究がなく、積極的に利用することが出来なかつたと述べた。

8. 再構された音体系は通常一般的には類型論的にも可能なものとすることが多いが、4章の子音体系では *dz.* の音が同系列の破擦音のグループで非常に浮いた形となっている。これはどうしてか？

これに対して秋谷氏は、やはりこのような形になつてしまうのはどうしても中古音の体系を見ているからであるといわねばならず、「予定調和」的であるともいえるが、現時点では中古音の体系と現代諸方言の比較による再構の両面からアプローチする手法を取るのがもっとも適切であると考えていると回答した。

以上の質疑応答から窺われる、氏の研究の優れた点を列挙すれば以下の通りである。

- ・漢語音韻史研究に不可欠な漢語音韻学に対し、深い理解を有していること
- ・先行研究の把握が十全であり、自身の調査記述研究結果と併せて、厳密な分析に耐えるデータを揃えていること
- ・対象方言間の親疎関係についても目を配り、再構形を提示するに至る過程においても、この点を慎重に考慮していること
- ・従来の読字調査のデータを対象とするのではなく、極力口語語彙の「形態素」を対象にすることで、安易な中古音への引き当てを排して、比較言語学的考察を進めていること
- ・例外的字音についても可能な限り分析を加えて、例外の例外たる所以について説明を行って、再構結果をより信頼度の高いものにしていること
- ・汾河方言群を中原官話と晋語の間に正しく位置づけしたこと
- ・「存古」の現象と「創新」の現象をしっかりと分けて論じていること。特に借用層の除去を慎重に行うことで、自立的変化の様相を明らかにしていること

- ・細部にまで目を行き届かせて、再構形の体系上に現れ得る矛盾を徹底的に排除していること
- ・形態音韻論的観点も導入して入声（陰入と陽入）を再構し、去声以外の声調の調値を考えたこと
- ・参照するに耐え得るかどうかを十分吟味した上で、歴史文献を選び出し、それを用いて再構した汾河方言祖方言と比較・対照し、十世紀河西方言や西夏の時代の西北方言と現代汾河方言群との関係をはっきりさせたこと、等々

以上述べ来ったことを踏まえ、口頭試問のあと、審査委員 太田斎教授（主査）、竹越孝教授、林範彦准教授（以上副査）、古屋昭弘 早稲田大学教授（学外審査委員）による合議を行い、以下のような結論に達した。

これまで汾河方言群方言の調査データが不十分でこの面の先行研究は皆無と言って良い。秋谷氏は先行研究の字音データを丹念に収集・分析すると同時に、自身でも現地調査を行い、完成度の高い体系的調査報告を発表している。本論文はこのような詳細で信頼できるデータを基に比較言語学的の考察を行っている。比較・再構を行うに当たっては「字」ではなく口語語彙の「形態素」を対象として、読字調査の問題点を極力排除した上で、例外的変化の分析や方言接触がもたらす借用字音の層分けを慎重に行い、自立的変化の様相を抽出し、説得力ある結論を導き出している。この様な緻密な方法論は秋谷氏のこれまでの他方言の研究でも展開されていたものだが、本論文ではより高い完成度で行われている。本論文は単なる記述研究にとどまらず、多くの地点の方言音の比較に基づき祖方言を再構することによって官話方言音韻史研究、ひいては一般言語学への貢献を目指した重厚な意欲作である。氏の洗練された手法と透徹した分析は方言音韻史研究の一つの典範となりうると言っても過言ではない。総合的に見て極めて高く評価される。

よって本論文が博士（文学）の学位論文に相応しいものと判断する。